

# 行動計画の基本的な考え方

## 行動計画の位置づけと意義

- 普天間飛行場の跡地利用を実現するためには、今後、基本方針を具体化した跡地利用計画を策定し、それにもとづき事業の準備を行い、事業の実施に至る工程を着実に進めていく必要がある。
- この行動計画は、跡地利用計画の策定に必要な具体的な取り組みの内容・手順・役割分担等を明らかにし、関係者の行動指針として共有することにより、跡地利用計画策定に向けた取り組みを的確にリードすることを目的とする。

## 行動計画策定の前提

- 返還後の速やかな事業着手を目標とするために、返還までの間に、事業の準備（合意形成、都市計画法等の手続き、実施体制づくり、実施計画の作成等）を完了させる必要がある。
- 事業の準備には、各種の取り組みを前倒しし、かつ並行して進めるとしても、最低3～4年を要すると想定されるため、跡地利用計画は返還の3～4年前までに策定する必要がある。
- また、返還前に跡地利用計画を策定するために、返還前の立ち入り調査を実施し、跡地利用計画の策定に必要な情報収集を行なうことを前提としている。

普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた

## 行動計画の概要

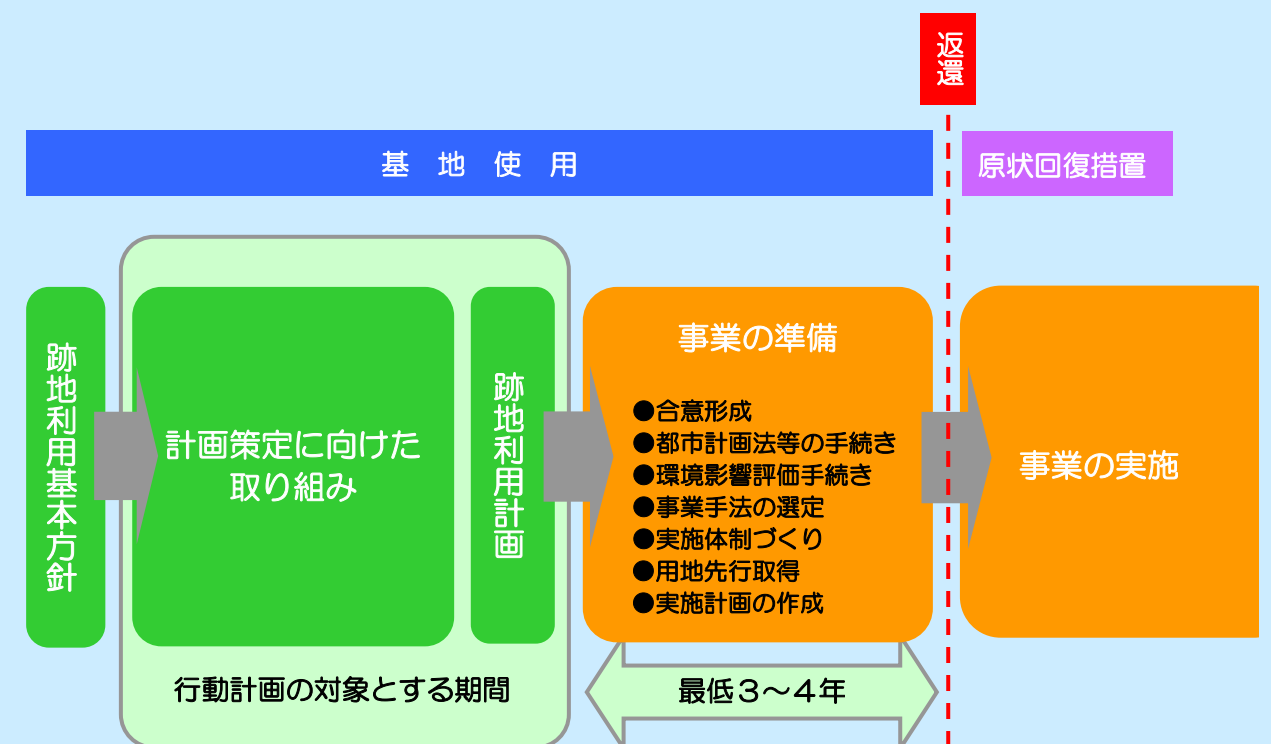
宜野湾市と沖縄県は、共同で跡地利用計画を策定するまでの取り組みのフロー、内容、体制等を定めた「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」を策定しました。

この行動計画にもとづき、跡地利用計画づくりに向けた取り組みを開始します。

平成 19 年 5 月

沖縄県 ◇ 宜野湾市

## 事業の実施までの工程と行動計画の位置づけ



## 跡地利用計画策定までの取り組みの進め方

- 跡地利用計画の策定に向けて、「合意形成の実現に向けた取り組み」、「計画づくりに向けた取り組み」、「跡地利用の実現に向けた取り組み」の三つの取り組みを並行して実施する。
- 取り組みの実施にあたっては、三つの取り組み間の連携、「計画づくりに向けた取り組み」の分野間の調整に努める。

### 合意形成の実現に向けた取り組み

- 地権者及び県民・市民の意向反映や合意形成のための方策や手順を検討し、計画づくりに向けた取り組みと連携して、意向反映活動、合意形成活動を実施

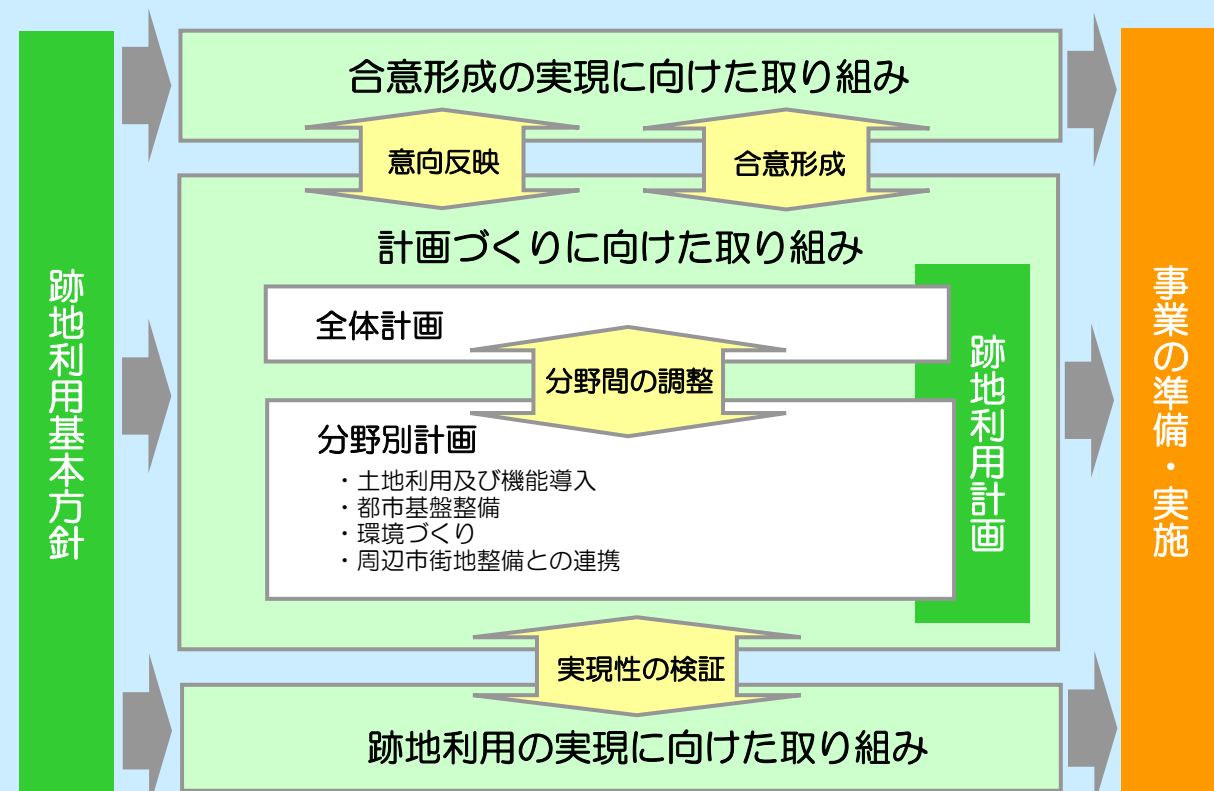
### 計画づくりに向けた取り組み

- 基本方針の分野別の方針にもとづき、分野間の連携、整合を図りつつ、計画づくりに向けた具体的な検討を行い、それらを集大成して全体計画を策定

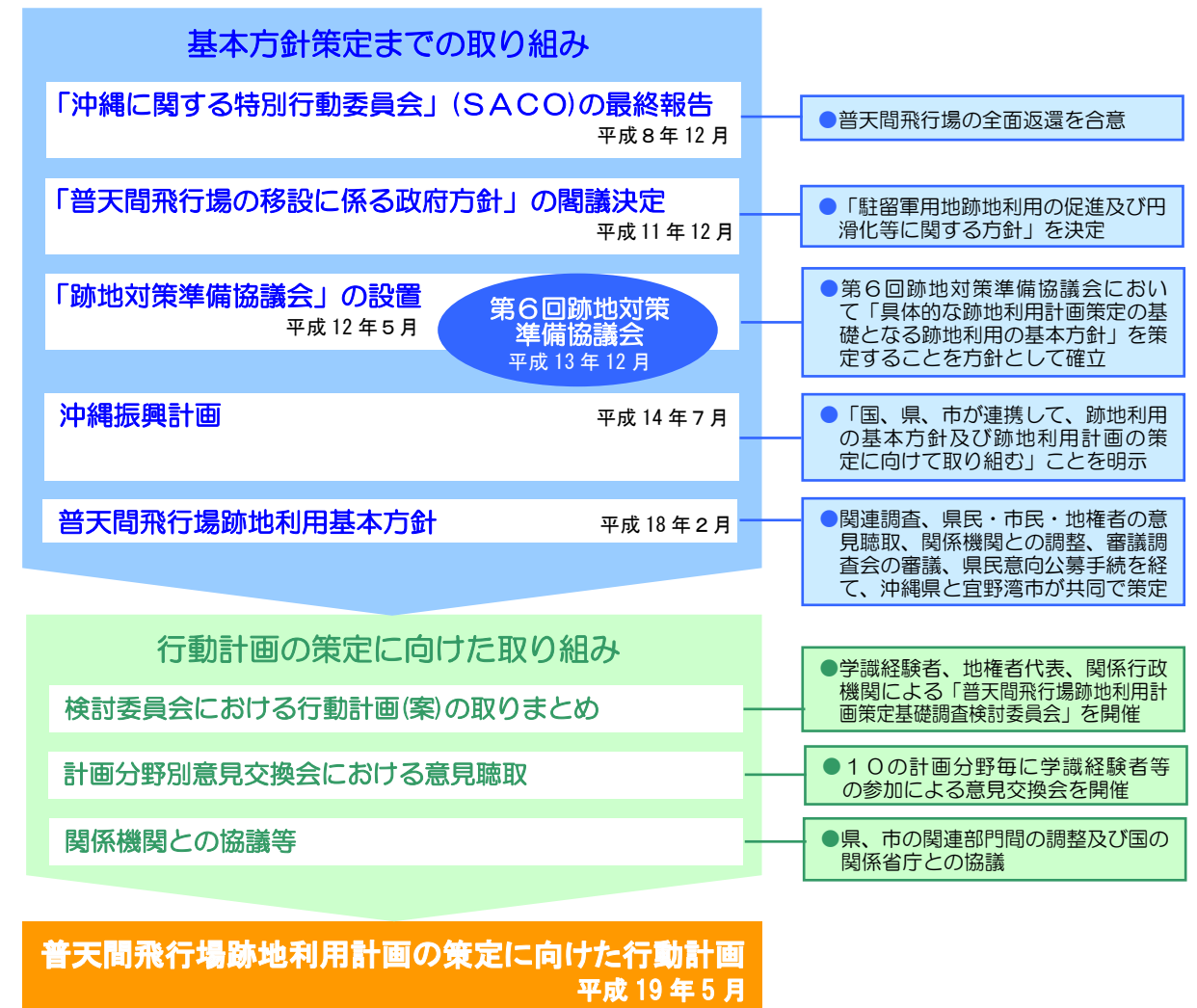
### 跡地利用の実現に向けた取り組み

- 計画づくりに向けた取り組みと並行して、実施手法や機能誘致可能性等に係る検討を行い、計画の実現性を検証

## 跡地利用計画策定に向けた取り組みの全体像



## 普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画の策定経緯

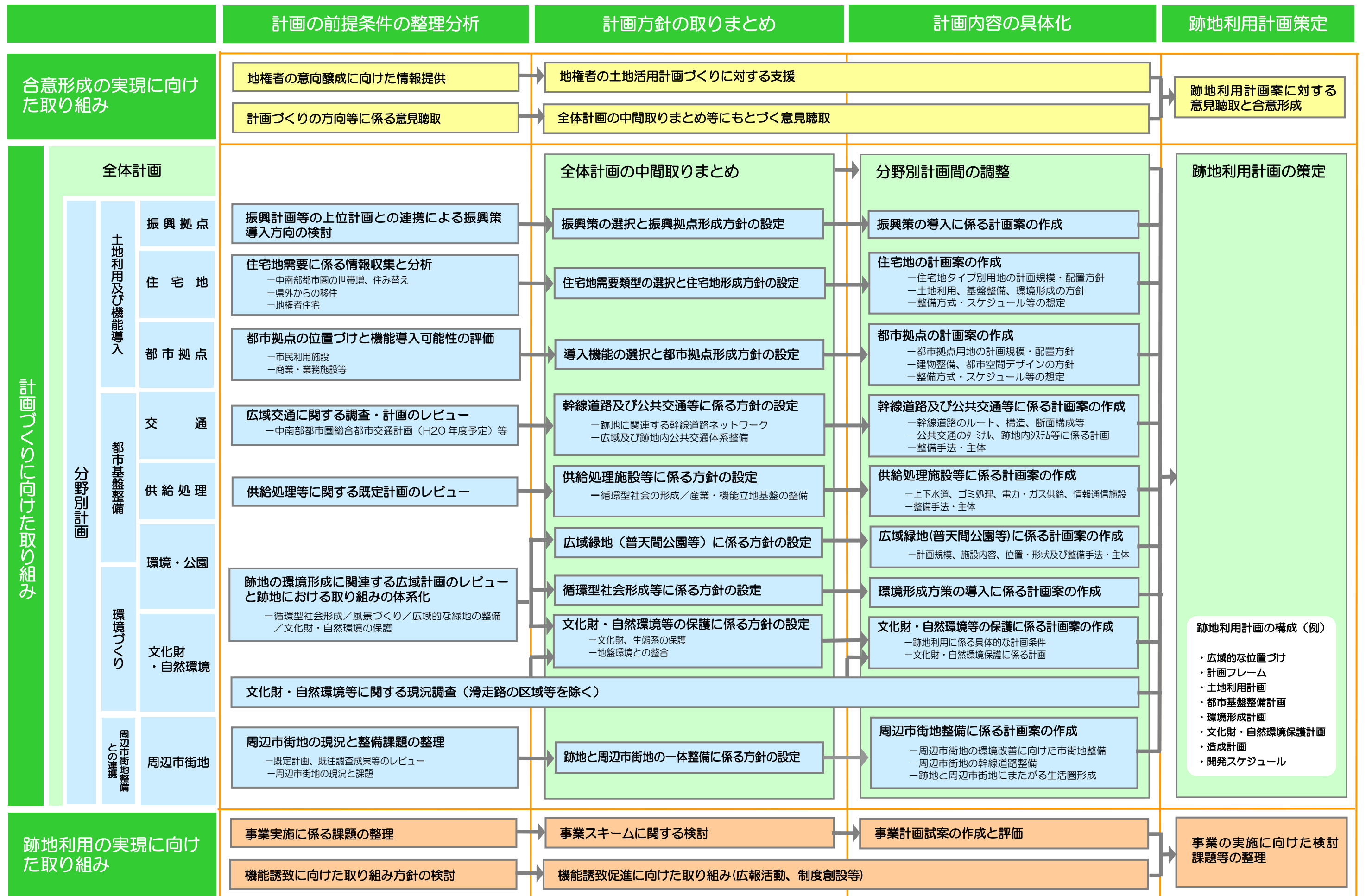


### お問い合わせ先

沖縄県知事公室基地対策課  
 ☎098-866-2108  
<http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/index.htm>

宜野湾市基地政策部基地跡地対策課  
 ☎098-893-4401  
<http://www.city.ginowan.okinawa.jp>

# 跡地利用計画の策定に向けた取り組みのフロー





# 取り組みの体制

- 沖縄県と宜野湾市の関連部門が役割を分担し、取り組みの体制を整える。

関連部門：跡地対策、企画、産業政策、交通政策、都市計画・都市基盤整備、住宅政策、環境、文化財担当

		取り組み項目	取り組みの体制
合意形成の 実現に向けた 取り組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地権者の意向醸成に向けた情報提供</li> <li>● 地権者の土地活用計画づくりに対する支援</li> </ul>	● 市の跡地対策部門が実施
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画づくりの方向等に係る意見聴取</li> <li>● 全体計画の中間取りまとめ等にもとづく意見聴取</li> <li>● 跡地利用計画案に対する意見聴取と合意形成</li> </ul>	● 県・市の跡地対策部門が実施
計画へ向けた 取り組み	全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全体計画の中間とりまとめ</li> <li>● 分野別計画間の調整</li> <li>● 跡地利用計画の策定</li> </ul>	● 県・市の跡地対策部門を中心に、関連部門及び国の協力を得て実施
	振興拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 振興計画等の上位計画との連携による振興策導入方向の検討</li> <li>● 振興策の選択と振興拠点形成方針の設定</li> <li>● 振興策の導入に係る計画案の作成</li> </ul>	● 県・市の跡地対策部門及び企画部門を中心に、関連部門の協力を得て、振興計画等と跡地利用計画の一体的な検討体制を整え、国と連携して実施
	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅地需要に係る情報収集と分析</li> </ul>	● 県・市の跡地対策部門を中心に、関連部門の協力を得て実施
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅地需要類型の選択と住宅地形成方針の設定</li> <li>● 住宅地の計画案の作成</li> </ul>	● 県・市の住宅政策部門を中心に、関連部門の協力を得て実施
	都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市拠点の位置づけと機能導入可能性の評価</li> <li>● 導入機能の選択と都市拠点形成方針の設定</li> <li>● 都市拠点の計画案の作成</li> </ul>	● 市の跡地対策部門を中心に、関連部門の協力を得て実施
	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域交通に関する調査・計画のレビュー</li> <li>● 幹線道路及び公共交通等に係る方針の設定</li> <li>● 幹線道路及び公共交通等に係る計画案の作成</li> </ul>	● 県・市の交通政策部門、都市計画・都市基盤整備部門を中心に、関連部門及び沖縄総合事務局の協力を得て実施
	供給処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給処理等に関する既定計画のレビュー</li> </ul>	● 県・市の跡地対策部門を中心に、関連部門の協力を得て実施
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給処理施設等に係る方針の設定</li> <li>● 供給処理施設等に係る計画案の作成</li> </ul>	● 県・市の担当部局が、供給処理施設関連機関と調整して実施
	環境 公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 跡地の環境形成に関連する広域計画のレビューと跡地における取り組みの体系化</li> </ul>	● 県・市の環境、文化財担当部門を中心に、関連部門の協力を得て実施
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域緑地（普天間公園等）に係る方針の設定</li> <li>● 広域緑地（普天間公園等）に係る計画案の作成</li> </ul>	● 県・市の都市計画・都市基盤整備部門を中心に、関連部門及び沖縄総合事務局の協力を得て実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 循環型社会形成等に係る方針の設定</li> </ul>		● 県・市の環境部門を中心に、関連部門の協力を得て実施	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境形成方策の導入に係る計画案の作成</li> </ul>		● 県・市の跡地対策部門、施策担当部局が連携して実施	
文化財・ 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財・自然環境等に関する現況調査（滑走路の区域等を除く）</li> </ul>	● 県・市の文化財担当部門、市の跡地対策部門を中心に、国の協力を得て実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財・自然環境等の保護に係る方針の設定</li> </ul>	● 県・市の文化財担当部門、市の環境部門を中心に実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財・自然環境等の保護に係る計画案の作成</li> </ul>	● 県・市の文化財担当部門、環境部門及び跡地対策部門を中心に、関連部門の協力を得て実施	
周辺 市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺市街地の現況と整備課題の整理</li> </ul>	● 市の企画部門及び都市計画・都市基盤整備部門が実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 跡地と周辺市街地の一体整備に係る方針の設定</li> </ul>	● 県・市の都市計画・都市基盤整備部門を中心に、関連部門及び沖縄総合事務局の協力を得て実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺市街地整備に係る計画案の作成</li> </ul>	● 県・市の都市計画・都市基盤整備部門が、関連部門の協力を得て実施	
跡地利用の 実現に向けた 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業実施に係る課題の整理</li> </ul>	● 県・市の跡地対策部門が実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業スキームに関する検討</li> <li>● 事業計画試案の作成と評価</li> </ul>	● 県・市の跡地対策部門を中心に、関連部門及び国の協力を得て実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能誘致に向けた取り組み方針の検討</li> <li>● 機能誘致促進に向けた取り組み（広報活動、制度創設等）</li> </ul>	● 県・市の企画部門及び産業政策部門を中心に、関連部門の協力を得て実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の実施に向けた検討課題の整理</li> </ul>	● 県・市の跡地対策部門を中心に、関連部門の協力を得て実施	

# 行動計画の運用に係る留意点

## 全体の取り組みを統括する体制づくり

- それぞれの取り組みを緊密な連携のもとに進めるため、沖縄県及び宜野湾市を中心として、行動計画にもとづく取り組みを統括する体制をつくり、全体の工程を管理する必要がある。

## 県土構造の再編を視野に入れた検討

- 嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は大規模であることから、跡地利用計画の策定は、新たな沖縄振興のビジョンとの連携を図りながら、県土構造の再編を視野にいれて、取り組みを進める必要がある。

## 取り組みのスケジュールの確定

- 取り組みのスケジュール（実施時期及び期間）は、今後、設定される跡地利用計画策定の目標年次にあわせ、各段階で必要となる期間が確保されるよう確定する必要がある。

## 取り組み項目の前後関係に配慮した実施手順

- 「行動計画」は取り組み項目を4つの段階に大括りしたものであるため、それぞれの取り組み段階の実施期間にあわせて、取り組み項目間の前後関係に配慮した実施手順を組み立て、取り組み間の連携を図る必要がある。

## 返還後の情報収集にもとづく計画修正

- 滑走路等の区域における原状回復措置後の新たな情報収集にもとづく計画修正のルールを定め、跡地利用計画と一体として、関係者の合意形成を図る。

## 事業実施に係る取り組みの重視

- 事業の準備に要する期間を短縮するために、跡地利用計画の策定とあわせて、事業の基本的な枠組みを固めることを目標とする。

## 幅広い知見や優れた提案の導入

- 跡地利用計画の策定に際しては、幅広い知見の結集による社会経済動向の反映や跡地利用の促進につながる優れた提案の導入等に取り組む。